

平成31年2月市議会総務委員会資料

第43号議案 公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例

目次

条例改正の概要	・・・・・・・・・・・・・・・・	1～2ページ
条例新旧対照表	・・・・・・・・・・・・・・・・	3～4ページ

総 務 部

平成31年2月

公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正

1 改正の理由

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(以下「派遣法」という。)において、公益的法人等へ派遣する職員は、その派遣期間中、本市の職務に従事しないことから、本市から給与は原則支給しないこととされている。

その例外として、派遣職員が派遣先団体において本市の委託を受けて行う業務等に従事する場合は、条例で定めることにより給与を支給することができることとされている。

現在の本市条例においては、制度創設時の国の通知に基づき国家公務員の研究休職者等に支給することができる手当等を支給対象としているが、本市からの委託業務に派遣職員が従事する場合には、現行制度では派遣職員が不利益を被ることから、当該派遣職員と本市に勤務する職員に支給する給与との均衡を図るため、条例に規定する手当等を追加しようとするもの。

2 改正の内容

区 分	現 行	追加する手当等
① ②及び③以外の職員 (条例第4条関係)		給料の調整額、管理職手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び勤勉手当
② 企業職員 (条例第8条関係)	給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当	給料の調整額、管理職手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び勤勉手当
③ 単純労務職員 (②を除く) (条例第8条関係)		通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び勤勉手当

3 施行日

平成31年4月1日

4 公益的法人等への職員の派遣

(1) 職員の派遣（派遣法第2条）

公益的法人等のうち、その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要である場合は、職員を派遣することができる。

(2) 対象となる公益的法人等

ア 一般社団法人又は一般財団法人

イ 特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人

ウ 特別の法律により設立された法人で政令で定めるもの

エ 地方自治法第263条の3第1項に規定する連合組織で同項の規定による届出をしたもの（（例）全国市長会、全国市議会議長会など）

(3) 長崎市における公益的法人等への派遣状況

団体名	派遣人数
公益財団法人長崎平和推進協会	1
長崎県市長会	2

(4) （公財）長崎平和推進協会への職員派遣

被爆者の高齢化など被爆者から直接体験を聞ける機会がますます少なくなっていく中、長崎市と公益財団法人長崎平和推進協会（以下「平和推進協会」という。）が連携を強化し、両輪となって平和を推進する体制を整えていく必要がある。

その取り組みを進めるため、平成31年度からは、次世代への継承事業について平和推進協会に委託することを予定しているが、当面、長崎市職員2名の派遣を行い、その業務に従事させることとし、官民一体となった平和の取組の充実を図る。

公益的法人等への職員の派遣に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>○公益的法人等への職員の派遣に関する条例 平成13年12月27日 条例第32号</p> <p>第1条～第3条 略 (派遣職員の給与)</p> <p>第4条 派遣職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。)である派遣職員及び単純労務職員(地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であつて、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)である派遣職員を除く。第6条及び第7条において同じ。)のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事する者には、その職員派遣の期間中、<u>給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当</u>のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p> <p>(職務に復帰した職員に関する一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の特例)</p> <p>第5条 職員派遣後職務に復帰した職員(企業職員及び単純労務職員を除く。第7条において同じ。)に関する一般職の職員の給与に関する条例(<u>昭和26年長崎市条例第113号</u>)第20条第1項又は一般職の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和29年長崎市条例第31号)第10条の規定による市長が定める特別休暇のうち市長が別に定める休暇の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤(当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。第7条第1項において同じ。)を含む。)を公務とみなす。</p> <p>第6条及び第7条 略</p>	<p>○公益的法人等への職員の派遣に関する条例 平成13年12月27日 条例第32号</p> <p>第1条～第3条 略 (派遣職員の給与)</p> <p>第4条 派遣職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。)である派遣職員及び単純労務職員(地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であつて、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)である派遣職員を除く。第6条及び第7条において同じ。)のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事する者には、その職員派遣の期間中、<u>一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第113号)第2条に規定する給与</u>のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p> <p>(職務に復帰した職員に関する一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の特例)</p> <p>第5条 職員派遣後職務に復帰した職員(企業職員及び単純労務職員を除く。第7条において同じ。)に関する一般職の職員の給与に関する条例第20条第1項又は一般職の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和29年長崎市条例第31号)第10条の規定による市長が定める特別休暇のうち市長が別に定める休暇の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤(当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。第7条第1項において同じ。)を含む。)を公務とみなす。</p> <p>第6条及び第7条 略</p>

現 行	改 正 案
<p>(企業職員又は単純労務職員である派遣職員の給与の種類)</p> <p>第8条 企業職員又は単純労務職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事する者には、その職員派遣の期間中、<u>給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当を支給することができる。</u></p> <p>第9条～第19条 略</p>	<p>(企業職員又は単純労務職員である派遣職員の給与の種類)</p> <p>第8条 企業職員又は単純労務職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事する者には、その職員派遣の期間中、<u>企業職員である派遣職員にあっては長崎市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年長崎市条例第17号)第2条に規定する給与(初任給調整手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当を除く。)</u>を、<u>単純労務職員である派遣職員にあっては単純な労務に雇用される一般職の職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年長崎市条例第34号)第2条に規定する給与(退職手当を除く。)</u>を支給することができる。</p> <p>第9条～第19条 略</p>